	その他のもの		
	第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）		
	アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル		
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		
	その他のもの		
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）		
	その他のもの		
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でんぷん質の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）		
	犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛玩用の動物用のもの		
	その他のもの		
	その他のもの	R	
		R	
		A	
		A	
		A	